

令和2年度  
ふるさとつしま応援寄附金  
返礼品募集要項



令和2年4月 津島市

【返礼品一例】

<p>イージーオーダースーツ 兒玉毛織 【130,000円】</p> 	<p>あいちのかおり(無洗米) シマヤ 【12,000円】</p> 	<p>フルーツトマト 川助農園 【10,000円】</p> 
<p>ゆめのか(いちご) かとう農園 【10,000円】</p> 	<p>寿司桶 木桶の栗田 【20,000円】</p> 	<p>チーズ ヨシダコーポレーション 【10,000円】</p> 

津島市シティプロモーション課 ふるさと納税返礼品担当  
0567-55-9589 (直通)

# ふるさとつしま応援寄附金 返礼品募集要項

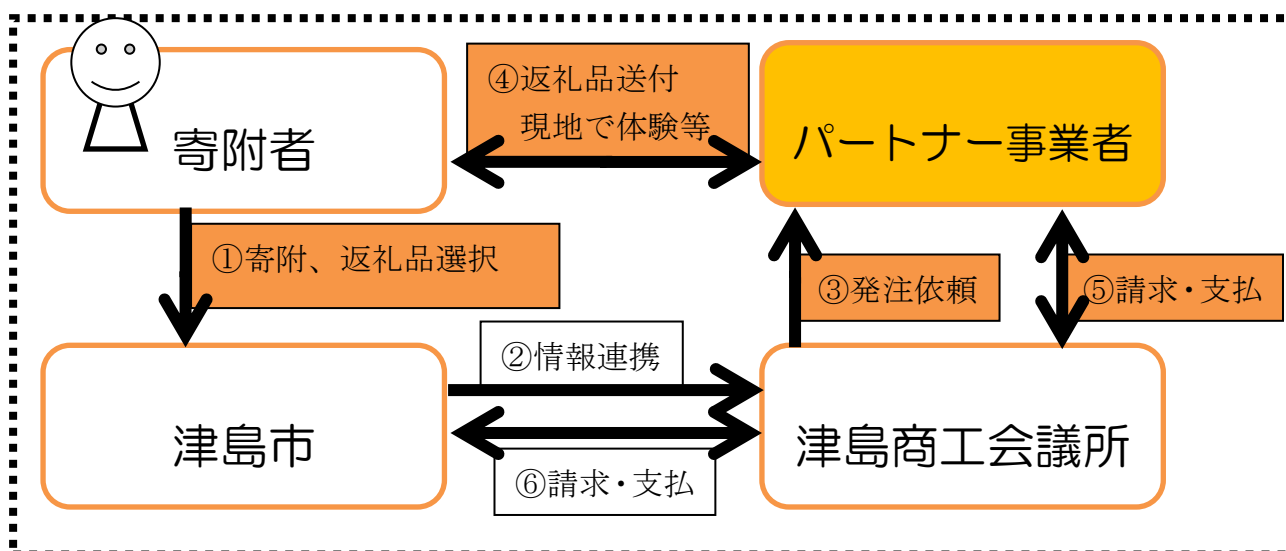
## 1 目的・事業概要

本市では、地元特産品をPRし地場産業の活性化を目指すとともに、津島市の魅力を広く全国へ発信することを目的として、ふるさと応援寄附金制度を推進しています。これにあたり本市では、本市へ1万円以上のふるさと応援寄附をしていただいた個人に、御礼として返礼品（本市の特産品等）を贈呈しています。そこで、本市と協働して返礼品を提供していただけるパートナー事業者を募集します。

※ふるさと納税制度とは：個人の方が、故郷や応援したい自治体に寄附された場合、2千円を超える部分について、一定の限度額まで所得税と住民税を合わせて全額控除できる仕組みです。

市はふるさとつしま応援寄附金返礼品事業（以下、返礼品事業）の一部を、津島商工会議所へ事務委託しています。パートナー事業者は津島商工会議所と受発注契約を結んでいただきます。その後、発注がある度に、返礼品を寄附者へ送付等し、その費用を津島商工会議所へ請求していただきます。

### 【事業概要イメージ図】



## 2 パートナー事業者の申込資格

返礼品事業のパートナー事業者は、次の要件をすべて満たすものとします。ただし、要件を満たしても市が適当でないとした場合はこの限りではありません。

- (1) 原則、市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場がある法人、団体又は個人事業者であること。又は津島優良特産推奨品に認定された事業者であること。
- (2) 市税に滞納、未申告等がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有するものではない事業者であること。
- (4) 各種法規則、条例に沿った操業、生産、製造、販売等を行っていること。
- (5) 行政機関から行政指導を受けていない、又は改善をした事業者であること。
- (6) 個人情報保護法及び津島市個人情報保護条例等関係法令を順守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

## 3 返礼品の認定基準

返礼品は、次の要件をすべて満たすものとします。ただし、要件を満たしても市が適当でないとした場合はこの限りではありません。

- (1) ふるさと納税の趣旨に反しないもので、本市の魅力を体感できるもの又は公益性の高いもの。
- (2) 製品・農産物等であれば、市内で原材料の生産※、収穫、製造等の工程※のいずれかが行われているもので、全国各地に発送が可能であること。ただし、市のPRを目的としたオリジナルグッズ等はこの限りではありません。

※半分を上回る割合が市内で行われているものに限りします。

商品は、単品のみならず複数商品の詰め合わせセットや季節商品、数量限定のもの等でも結構ですので、幅広にご検討ください。

例) 米・パン、肉加工品、花き、野菜類、果物類、酒・飲料類、菓子、 缶詰等加工品、調味料、工芸品、雑貨・日用品、尾張津島天王祭関連商品、 その他津島市の魅力を体感できる商品等
---

- (3) 体験商品・サービス商品であれば、市内で提供されるもので、受注後、寄付者に送付する商品引換券等により本市の歴史や文化等をPRするもの。(ただし、祭の体験等の本市の魅力が体感できる商品であることが明らかな場合は省略可能とします。)
- (4) 必要な情報（使用原材料、商品内容等）の開示が可能であること。
- (5) 常時安定供給できるもの。(原則として、半月に1度の発注に対し最低30セットは用意できる体制が整っていること。季節商品や数量限定となるものは市との協議により決定します。)
- (6) 飲食物等の場合は、原則として消費期限に余裕がある商品を発送するものとし、寄付者に到着から最低3日程度の消費期限が保証されるものであること。

## ふるさとつしま応援寄附金 返礼品募集要項

### 4 出品料

返礼品として認定された場合、返礼品1商品につき、下記のとおり出品料をご負担いただきます。ただし、③④のうち、初めて出品する事業者においては試行期間（7月1日から翌年6月30日まで）として、1商品のみ出品料は0円とします。

#### (1) 出品料の区分

パートナー事業者及び返礼品の種類		出品料 (1商品につき)
①市が実施する事業等及び公益性の高い事業者（※1）が提供する商品		0円
津島優良特産推奨品（※2）の事業者	②津島優良特産推奨品	0円
	③津島優良特産推奨品以外の商品	3,000円
④上記以外の商品		10,000円

※1…シルバー人材センター、高齢者就労支援、社会福祉法人、障がい者就労支援、観光協会、祭関係団体、公益活動団体バンク登録団体等。ただし、公益活動団体バンク登録団体は、体験商品・サービス商品を出品する場合は上記①、製品・農産物等の場合は②、③、④のいずれかに該当します。

※2…津島優良特産推奨品は、津島商工会議所にて、4月募集（7月認定）を行っています。

(2) 納付時期・方法 認定後（6月中旬頃）、納付書にて市へ納付

(3) 対象期間 本年7月1日から翌年6月30日まで

※期間途中からの出品であっても割引等はありません。

※期間途中で、出品取り下げや取り消しが生じた場合でも、出品料は返還しませんのでご了承ください。

## 5 返礼品の出品数・セット品

各事業者が出品できる出品数に上限はありません。

なお、ふるさと納税サイトへ掲載するにあたっては、セット品（返礼品を単品、返礼品を複数個、返礼品と返礼品以外の商品と組合せる等※1）として掲載して戴きます。


セット品は、返礼品1商品につき15セットまで掲載が可能です。※2

※1 返礼品以外の商品は、市内で生産や製造されたものとし、認定された返礼品の割合が半数以上としてください。


※2 セット品が多数となった場合には、調整させていただくことがあります。

【セット品の例（認定された返礼品が「天王祭もなか」の場合）】

**認定された返礼品  
「天王祭もなか」**



返礼品1商品につき、  
**15**セットまで掲載が可能



セットA 3,000円  
・もなか10個

セットB 4,500円  
・もなか15個

セットC 6,000円  
・もなか20個

セットD 3,000円

セットE 3,000円

セットF 6,000円  
・もなか 10個  
・もなか作り体験  
1人分

セットG 6,000円  
・もなか 10個  
・きんつば 10個

セットH 6,000円  
・もなか 15個  
・きんつば 5個


セットI 9,000円  
・もなか 15個  
・きんつば 10個  
・まんじゅう 5個


セットJ 12,000円  
・もなか 20個  
・もなか作り体験  
2人分


セットX 6,000円  
・まんじゅう 20個


セットY 6,000円  
・もなか 5個  
・きんつば 15個

セットZ 9,000円  
・もなか 10個  
・きんつば 10個  
・まんじゅう 10個









認定商品の割合が半数より少ないものは掲載できません

## ふるさとつしま応援寄附金 返礼品募集要項

### 6 パートナー事業者へ支払われる金額

パートナー事業者へ支払われる金額は、返礼品の調達に係る費用と返礼品の送付に係る費用を合わせた金額です。市は、返礼品の調達に係る費用が3割を超えない範囲で寄附金額を設定し、寄附金額の10%を当該返礼品の送付に係る費用とします。下表を参考にしてください。

※体験商品・サービス商品のうち、返礼品の調達に係る費用が3,000円を超えるものは、商品の送付に係る費用は1,000円を上限とします。

※製品・農産物等のうち、返礼品の調達に係る費用が30,000円を超えるものは、商品の送付に係る費用を一律10,000円とします。

寄附金額(円)	返礼品の調達に係る費用(円)	返礼品の送付に係る費用(円)	パートナー事業者へ支払う金額(円・税込)
(下限) 10,000	3,000	1,000	4,000
15,000	4,500	体験サービス 1,000 製品・農産物等1,500	体験サービス 5,500 製品・農産物等6,000
20,000	6,000	体験サービス 1,000 製品・農産物等2,000	体験サービス 7,000 製品・農産物等8,000
...	...	...	...
90,000	27,000	体験サービス 1,000 製品・農産物等9,000	体験サービス 28,000 製品・農産物等36,000
100,000	30,000	体験サービス 1,000 製品・農産物等10,000	体験サービス 31,000 製品・農産物等40,000
110,000	33,000	体験サービス 1,000 製品・農産物等10,000	体験サービス 34,000 製品・農産物等43,000
...	...	...	...
(上限) 330,000	99,000	体験サービス 1,000 製品・農産物等10,000	体験サービス 100,000 製品・農産物等109,000

※送付に必要な費用（箱・梱包・冷凍・冷蔵便・のし等）も含まれます。

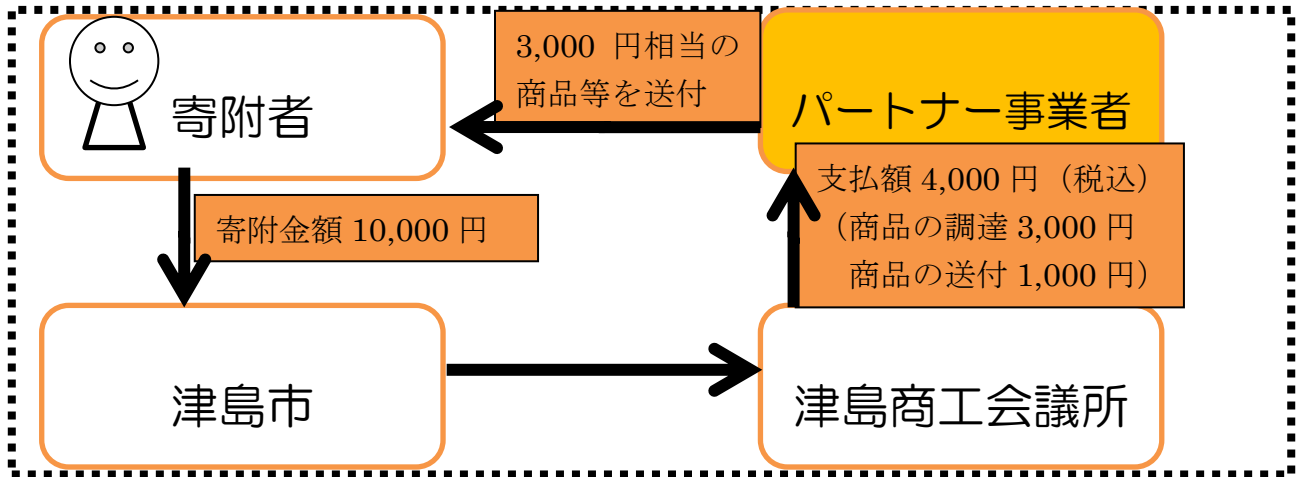
※表に記載のない場合は市へご相談ください。

※令和元年度実績での送付先地域は、関東・関西・東海地域が全体の8割でした。

※津島商工会議所からの支払いを銀行振込みなどで希望される場合は、別途手数料が発生する場合があります。

# ふるさとつしま応援寄附金 返礼品募集要項

イメージ図（返礼品の価格と支払額・寄附金額 10,000 円の場合）



# ふるさとつしま応援寄附金 返礼品募集要項

## 7 パートナー事業者の特典等

- (1) インターネットのふるさと納税返礼品ウェブサイト（ふるさとチョイス・ふるなび・楽天ふるさと納税・ANA）を通して商品のPRが行えます。
- (2) 令和元年度実績での送付先地域は、関東・関西・東海地域が全体の8割でした。関東関西を中心とした全国へ向けて自社商品の販売促進・PRが可能です。（返礼品の送付時に限り自社パンフレット等の同梱が可能）

## 8 申込方法

必要書類を記入の上、下記書類を郵送または持参にて津島商工会議所へ提出してください。

提出先：津島商工会議所

〒496-8558 津島市立込町4丁目144

TEL：28-2800 E-mail：[info@tsushima-cci.or.jp](mailto:info@tsushima-cci.or.jp)

※件名を「【ふるさと納税】新規申込（事業者名）」としてください

例：【ふるさと納税】新規申込 和菓子つしま屋

### 【新規申込みの場合】

次の資料をすべて揃えてお申込みください。

- (1) 様式1 ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 パートナー事業者申込書
- (2) 様式2 ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 返礼品申込書
- (3) 様式3 ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 写真貼付け台紙

※申込み時には、申込み（審査用）の写真を、貼付けて提出してください。

※体験商品・サービス商品の申込み時には、商品引換券等の写真もしくは現物を貼付けて提出してください。（ただし、祭の体験等の本市の魅力が体感できる商品であることが明らかな場合は省略可能とします。）

※選定後に、ウェブサイトに掲載する写真を、メールにてお送りください。

（画像サイズ…横520ピクセル×縦320ピクセル。サイズ2MB以下。最大5枚掲載可）

- (4) 納税証明書（完納証明）
- (5) 事業者及び返礼品の概要がわかる書類・パンフレット等

### 【継続（現在返礼品として掲載中、変更なし）の場合】

次の資料の「継続」にチェックを入れて、お申込みください。

- (1) 様式1 ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 パートナー事業者申込書
- (2) 様式2 ふるさとつしま応援寄附金返礼品事業 返礼品申込書



## 9 返礼品の選定・認定

返礼品の選定は市又は津島商工会議所で行い、市で認定します。

認定後、津島商工会議所と、受発注に関する契約を締結していただきます。

## 10 個人情報の取扱い

パートナー事業者は、この事業により取得した個人情報については、返礼品の発送以外の目的で使用することはできません（ダイレクトメールの送付など、二次利用や第三者への漏えいは厳禁）。パートナー事業者が認定を取り消された場合や事業完了後も同様です。

ただし、返礼品を送付する際に限り、パンフレット等を同梱することができます。これにより、寄附者が直接パートナー事業者へ商品を注文した場合などにより入手した個人情報についてはこの限りではありません。

## 11 その他の留意事項

- (1) 返礼品の品質や到着時の毀損などに関する寄附者からの苦情等があった場合は、各パートナー事業者で対応していただきます。その場合、真摯に対応し解決に努めることとし、苦情内容や対応状況については必ず津島商工会議所へ報告をお願いします。品質等による保証やクレーム対応について、市及び津島商工会議所は一切責任を負いません。
- (2) 受注後 10 日以内に返礼品を発送してください。また発送後 10 日以内に、津島商工会議所へ報告書及び請求書の提出をお願いします。万が一、これに遅れる場合は、速やかに津島商工会議所へ報告をお願いします。
- (3) ふるさと納税返礼品ウェブサイト（ふるさとチョイス・ふるなび・楽天ふるさと納税・ANA）や市ホームページ等への返礼品の掲載位置や順位については、市へ一任するものとします。
- (4) 認定された返礼品を変更、又は取り下げる場合は、事前にご相談ください。
- (5) 認定された返礼品が「3 返礼品の認定基準」に該当しなくなった場合、返礼品の認定を取り消します。
- (6) 認定されたパートナー事業者が「10 個人情報の取扱い」に抵触した場合は認定を取り消します。
- (7) 体験商品・サービス商品のうち日時予約等が発生する場合は、パートナー事業者と寄附者間で直接行っていただきます。

## 12 備考

令和2年4月 制定